

## 江津市中心市街地活性化協議会規約

### (設置)

第1条 江津商工会議所及び特定非営利活動法人てごねっと石見は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、江津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により江津市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第9条第7項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

### (活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

#### (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 江津市が作成する基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報の交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

#### (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること

- ウ まちなか居住促進事業に関する事
  - エ 商業活性化事業に関する事
  - オ その他中心市街地活性化に必要な事業に関する事
- (3) その他中心市街地活性化に関する事

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 江津商工会議所
  - (2) 特定非営利活動法人てごねっと石見
  - (3) 江津市
  - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の会員でない者は、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことはできない。
- 3 前項の申出により協議会の会員となったものは、第1項第4号に規定する者でなくなり、又はなくなつたと認められるときは、協議会会員の資格を失うものとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 運営委員 20名以内
  - (4) 特別委員 若干名
  - (5) 監事 2名
- 2 会長は、総会において会員の中から選任する。
- 3 副会長、運営委員及び監事は、会長が会員の中から指名し、総会の同意を得て選任する。
- 4 特別委員は、第4条の活動の円滑な推進を図るため、各関係行政機関に委嘱する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 役員は、任期終了においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員及び特別委員は、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(タウンマネージャーの設置)

第8条 協議会は、第3条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を実施するために指導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画、調整及び助言等を行う。

(会議)

第9条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上開催し、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員を選任その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、役員及びその他の会員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- 4 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、構成員の3分の1以上の者から総会開催請求があるときは、会議を招集しなければならない。

7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、副会長、運営委員、特別委員、監事及び事務局長をもって構成し、その委員とする。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

4 運営委員会は、適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括するとともに第4条の活動について協議し、又は決定する。

5 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

8 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを招集することができる。

10 運営委員会は、その目的の実現のために、必要に応じてワーキング部会を設置することができる。

11 ワーキング部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

12 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第12条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員、事業関係者及び事務局によって構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。

2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。ただし、タウンマネージャーを設置しない場合は、事務局長が会議を招集し、その議長となる。

3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(アドバイザー及びオブザーバーの設置)

第13条 協議会は、協議会の活動を調整し、助言等を行うため、まちづくりについての専門的知見を有するアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するために、島根県江津市嘉久志町 2 3 0 6 番地 4 江津商工会議所内に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長 1 人、事務局次長 1 人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

(運営経費)

第 15 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(解散)

第 17 条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の 4 分 3 以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局がこれを決算する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 6 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 協議会設立年度の会計年度は、設立の日から直近の 3 月 3 1 日までとする。